



微量PCB混入の可能性についてご確認のお願い

拝啓 時下 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社が電気絶縁油として鉱油を使用した変圧器等にPCB混入の可能性につきましては、平成15年11月26日付にて経済産業省並びに(社)日本電機工業会を通じ、新聞・テレビ等にて報道されました通り、微量PCB混入の可能性を否定出来ない対象の製品に分類されます。微量PCB混入の可能性を否定出来ない製品としての取扱い等は、下記の通りです。

法律に従った適切な処置へのご協力をお願い申し上げます。

敬具

記

1. 弊社の「微量PCB混入の可能性を否定出来ない」製品と製造年等
 - 1). 対象製品…油入式変圧器、油入式開閉器
 - 2). 対象製品の該当製造年等
 - 1990年以前に製造された前記製品および1991年以降に製造の前記製品を弊社出荷後に現地等において絶縁油の交換を実施された製品。
ご参考 ①. 1990年以前に製造された製品は、使用しています絶縁油についてPCB不含の確認が出来ておらず、微量PCB混入の可能性を完全に否定することが出来ません。
 - ②. 1991年以降に製造された製品は、油メーカーおよび弊社の製造時において微量PCBの検査を開始し、PCBの不含を確認しています。
2. 微量PCB混入の可能性についての弊社見解
油入り電気機器への微量PCB混入の原因としては、(1)油メーカーまたは流通過程での汚染、(2)製造工程での汚染、(3)保守での汚染、の3点が考えられます。
調査を実施した結果、以下の理由により、1990年以前に弊社で製造された変圧器等への微量PCB混入の可能性を完全に否定することはできません。
 - 1). 変圧器等の製造工程において、PCBは過去一切使用しておりません。絶縁油として「JIS C 2320 電気絶縁油(鉱油)1種2号」を使用しております。また、添加剤としてもPCBは使用しておりません。
従って変圧器への微量PCB混入はないものと考えております。
然しながら、1961～1989年に弊社で製造された変圧器の「自主調査」および「お客様からの分析報告」により、絶縁油の交換の実績のない変圧器から微量PCB混入の事例を確認致しました。
これは油メーカーまたは、流通過程で汚染された可能性を示しております。
 - 2). 本来、「JIS C 2320 電気絶縁油(鉱油)1種2号」にはPCBが含有されておらず、微量混入の可能性を認知していませんでしたので1990年以前に変圧器に使用している絶縁油については、絶縁油メーカーからPCB不含証明書(検査成績書)を入手していませんでした。また、弊社においても当該期間については微量PCBの検査を実施しておりません。
従って、油がPCBで汚染されていたか否かの特定ができません。
 - 3). 変圧器等使用過程において、絶縁油の交換を行った場合は、同様にPCB微量混入の可能性がります。
3. 微量PCB混入の可能性のある機器への取扱い・管理について
 - 1). 前記該当製品への微量のPCB検査につきましては、(社)日本電機工業会のホームページにて公表されています「PCBを含む電気機器への対応情報」→「8. PCB検査機関のご案内」をご参考の一つとしてください。
 - 2). 微量PCB混入の可能性のある機器への取扱い・管理につきましては、(社)日本電機工業会のホームページにて公表されています「PCBを含む電気機器への対応情報」→「9. 微量PCB検出変圧器等取扱い・管理について」に従った運用をお願い申し上げます。

【法律のご紹介】

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適切な処理の推進に関する特別措置法(平成13年6月22日 法律第65号)
「第二条の定義…ポリ塩化ビフェニル廃棄物とは、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったものをいう。」
となっています。

【参考】

ポリ塩化ビフェニル(PCB)を含有する絶縁油とは、絶縁油に含まれるPCBの量が、
試料1kgにつき0.5mg(0.5ppm)以下である絶縁油以外のものとされています。

以上